

# 食品安全委員会第520回会合議事録

1. 日時 平成26年7月1日（火） 14：00～14：45

2. 場所 大会議室

## 3. 議事

(1) 平成25年食中毒発生状況の概要について

(厚生労働省からの説明)

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・「クロチアニジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ピリフルキナゾン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「ジクロベニル」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「ステアリドン酸産生ダイズMON87769系統」に係る食品健康影響評価について

(4) その他

## 4. 出席者

(委員)

熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員、石井委員、上安平委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 西村食中毒被害情報管理室長

(事務局)

姫田事務局長、東條事務局次長、山本総務課長、磯部評価第一課長、  
山本評価第二課長、植木情報・勧告広報課長、前田上席評価調整官、  
池田評価情報分析官、野口リスクコミュニケーション官

## 5. 配布資料

資料1 平成25年食中毒発生状況の概要について

資料2-1 農薬専門調査会における審議結果について<クロチアニジン>

資料2-2 農薬専門調査会における審議結果について<ピリフルキナゾン>

資料3-1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ジクロ  
ベニル>

資料3-2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ステアリドン酸産生ダイズMON87769系統>

## 6. 議事内容

○熊谷委員長 それでは、ただ今から第520回「食品安全委員会」会合を開催します。

本日は7名の委員が出席です。

議事(1)に関し、厚生労働省から西村食中毒被害情報管理室長に御出席いただいております。

それでは、お手元の「食品安全委員会(第520回会合)議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局から、お願いします。

○山本総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は5点ございます。

資料1「平成25年食中毒発生状況の概要について」。

資料2-1及び資料2-2が「農薬専門調査会における審議結果について」。

資料3-1が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料3-2が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○熊谷委員長 続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○山本総務課長 事務局において、平成26年1月7日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○熊谷委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

### (1) 平成25年食中毒発生状況の概要について

○熊谷委員長 議事に入ります。

最初に「平成25年食中毒発生状況の概要について」です。

本件につきましては、食品安全の緊急時対応マニュアルにおいて、食中毒による緊急事態の発生に備えて、平時から情報収集及び情報共有に努めることとされていますことから、厚生労働省から毎年1回、食品安全委員会会合において、前年の食中毒の発生状況の確定値について、年次報告を

受けることになっているものです。

それでは、厚生労働省の西村食中毒被害情報管理室長、よろしくお願いします。

○西村食中毒被害情報管理室長 ただ今御紹介いただきました厚生労働省監視安全課食中毒被害情報管理室の西村でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、「平成25年食中毒発生状況の概要について」ということで御説明させていただきますが、資料1をごらんいただければと思います。

こちらは平成25年に食品衛生法第58条に基づき、自治体から厚生労働省に報告のあったものを集計したものでございます。

最初に、発生状況でございます。平成25年食中毒の発生状況は、事件数で931件。平成24年に比べて169件の減少でございました。平成24年は1,100の事件数でございました。

患者数につきましては、2万802名。平成24年に比べまして、5,897名の減少でございました。平成24年の患者数は、2万699名でございました。

事件数で1,000件を下回ったのは、平成7年以来のことでございます。また、患者数につきましても、平成21年に次いで低い数字となっております。

死者は1名でございます。また、500名以上の大規模な食中毒発生は2件発生してございます。後ほど詳しく説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、月別の発生状況でございます。図1になりますが、事件数を見ますと、3月と10月が最も多く発生しておりまして、93件。続いて、1月と9月の91件となっております。

グラフの方の色を見ていただければ分かると思いますが、冬の時期にはウイルス性による食中毒が多く発生し、夏の時期には細菌性の食中毒が発生していることがお分かりになるかと思っております。また、寄生虫によるもの、植物性自然毒によるものは、秋に多く発生しているということもお分かりになるかと思っております。

1枚おめくりいただきまして、図2になりますが、月別に患者数を見たものでございます。4月の2,667名が最も多く、次いで12月の2,657名の患者数となっております。ウイルスによる患者数が突出して多くなっていることがグラフを見ていただいて、お分かりになるかと思っております。ウイルスによる患者数の総数は、1万3,645名でありまして、先ほどお示しました2万802名からの割合は65%ということになっております。

続きまして、病因物質別発生状況でございます。次のページの図3、図4に示してございます。事件数ではノロウイルスが328件、全体で35.2%。カンピロバクター・ジェジュニ／コリが227件、24.4%となっております。

患者数、図4に当たりますけれども、ノロウイルスによるものが1万2,672名、カンピロバクター・ジェジュニ／コリによるものが1,551名となっております。先ほどウイルスについて説明申し上げましたが、ノロウイルスにつきましても、食中毒患者の60%を占めている状況でございます。

サルモネラ及び腸炎ビブリオにつきましても、減少傾向が続いておりまして、どちらも10年前から約10分の1の数となっております。

また、平成25年からクドア、アニサキス、サルコシスティス、その他の寄生虫を病因物質の種類に加えてございます。グラフには点に示してございませんが、アニサキスによるものが88件ございました。ノロウイルス、カンピロバクターに次いで3番目の件数となっております。これら寄生虫につきまして、後ほど資料をつくってありますので、御説明させていただきたいと思っております。

原因食品、施設別発生状況についてですが、平成25年に発生した食中毒のうち、原因食品が判明したものは事件数で793件、85.2%でありまして、患者数につきましては、1万9,140名、92%でございました。これらの割合は昨年とほぼ同一でございました。

原因食品別で見ますと、業界類135件、14.5%、複合処理食品55%、5.9%、野菜及びその加工品53件、5.7%となっております。

原因施設の判明したものは、825件、88.6%で、患者数は2万441名、98.3%でありました。

原因施設別に見ますと、飲食店が549件、59%、次いで、家庭の71件、7.6%、旅館の47件、5.0%となっております。

患者数で見ますと、飲食店の1万988名、52.8%、仕出屋の2,989名、14.4%、旅館の2,385名、11.5%となっております。

ページをおめぐりいただきまして、500名以上の事例と死者の出た事例をお示ししてございます。500名以上の食中毒事例ですが、平成25年には2件ございました。

1件は、病原大腸菌によるもので、516名の患者数でございます。施設としましては、非常に珍しく、刑務所で起きたもので、当該施設で調理提供された食事によるものでございました。

もう一件は、ノロウイルスによるもので、526名の患者数で、仕出屋でつくられたもの、4月3日に提供された弁当でございました。

死者の出た食中毒としましては、1件発生しておりまして、植物性植物毒、キノコ、推定としてドクツルタケによるものでございました。山で自ら採取したキノコを自ら調理して喫食した事例でございます。

次のページに移っていただきまして、先ほど説明しましたとおり、平成25年からクドア、アニサキス、サルコシスティス、その他の寄生虫を病因物質種別に加えております。これらの寄生虫の食中毒に関しまして、事件数、患者数を示してございます。

クドアにつきましては、平成24年41件から平成25年20件と21件減少しております。

サルコシスティスは、平成24年、平成25年とも1件でございました。

ページをめくっていただきまして、アニサキスにつきましては、平成24年65件から平成25年88件と23件増加しております。先ほどお話ししましたとおり、アニサキスにつきましては、ノロウイルス、カンピロバクターに次ぐ3番目の多さとなっております。

概要につきましては、以上でございます。

**○熊谷委員長** ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問がありましたら、お願いいたします。

村田委員。

○**村田委員** 余り説明がなかったのですけれども、図1と図2の中の化学物質のところですが、図1で言うと化学物質は9月に2件とありますが、図2を見ますと患者数が123人と結構多いのですが、これは何が原因だったのでしょうか。

○**西村食中毒被害情報管理室長** 9月に2件、患者数で123名が化学物質で起きておりまして、1件は保育所で提供されたイワシのつみれ汁、ヒスタミン中毒でございまして、患者数は109名というところでございます。

もう一件は、これも保育所で提供されたサンマのかば焼きを原因とするヒスタミン食中毒で、患者数は14名でございました。

○**村田委員** ありがとうございます。

○**熊谷委員長** 山添委員。

○**山添委員** 今回、サルコシスティスの食中毒について詳細をお示しいただいているのですけれども、詳細を記載された理由が特に何かあるのでしょうかということが1つ。

もう一つは、見せていただきますと秋以降に発生があるように見えますが、これはジビエとか、そういうものと何らかの関係があるということか。もし分かったら、お教え願いたいと思います。

○**西村食中毒被害情報管理室長** 先ほど説明の中でも簡単に御説明をさせていただきましたけれども、平成25年から食中毒の事件表を改正いたしまして、それまではその他であったものを種別として寄生虫を取り出してございます。それでサルコシスティス、クドア、アニサキスについては、別途集計をするようにしております。

平成25年、昨年1件ですけれども、これは馬によるもので、ジビエによるものではございませんでした。原因としましては、冷凍処理が不十分だったということが原因として報告が上がっております。

○**熊谷委員長** 山添委員。

○**山添委員** もう一つ、アニサキスで6ページのところで、平成24年に比べて倍増というか、かなりふえているのですが、ふえた原因として、どういうものがあるのか。例えば、生食の材料で新たなものがふえたとか、そういうことはあるのかなという気もするのですが、その点はいかがでしょう。

○**西村食中毒被害情報管理室長** アニサキスにつきましては、全て単発事例でございまして、共通

の食材ということではないのですけれども、統計を取り出してから数年なので、これから実績を重ねて、その増加している原因については調査をしていきたいと思っておりますが、そもそもアニサキスによる食中毒がふえているのか、従来あったものが、アニサキスが食中毒としてカウントされることが、ドクターが知るようになって、また、内視鏡の技術等が発達してきて、寄生虫自体を取り出せることによって確定できたということも考えられると思っております。いずれにしても、原因については今後とも調査をしていきたいと考えております。

○山添委員 ありがとうございます。

○熊谷委員長 ほかに質問はありますか。

資料の4ページですけれども、北海道で発生した、その他の大腸菌についてですが、この大腸菌の血清型などの型別や菌の特徴などが分かっていたら、教えてください。それから、原因食材は食事となっていますが、原因食材は特定されていないのでしょうか。

○西村食中毒被害情報管理室長 患者便からは腸管凝集付着性大腸菌と腸管毒素原性大腸菌が検出されて、複数の血清型が確認されたと報告を受けております。刑務所で発生した事例でございますが、共通行動や共通の食事が多い中でのことですが、原因食品や感染経路については、特定には至っておりません。

○熊谷委員長 ありがとうございます。それから、これは食中毒全体についてですが、病原性大腸菌とサルモネラ属菌につきまして、血清型というのは調査されているのでしょうか。

○西村食中毒被害情報管理室長 報告が上がってきているもので、腸管性大腸菌につきましては、全て0157でございました。サルモネラにつきましては、血清型の記載がないものもあるのですが、記載があるものは、エンテリティディスが約6割という報告を受けております。

○熊谷委員長 ありがとうございます。

ほかに質問はありますか。よろしいですか。

それでは、西村室長、ありがとうございました。

昨年は食中毒で亡くなられた方はキノコによる食中毒の1名にとどまりました。有毒植物や毒キノコを誤って食べないように、山菜などは素人判断で食べないように気をつけていただきたいと思います。

一方、サルモネラ属菌や腸管出血性大腸菌による死者はありませんでしたけれども、引き続き、適切に対応していただき、特に生食には注意する必要があると思います。カンピロバクターの発生について見ておりますと、肉や内臓の生食が食中毒に結びついていると思われるので、それに対する対応を引き続きお願いしたいと思います。

また、ノロウイルスによる食中毒は数多く発生しており、食中毒に対する国民の皆様方の関心は今まで以上に高まっているものと思われます。厚生労働省におかれましては、引き続き、食中毒の発生状況の確実な把握と対策の徹底に努められるようお願いいたします。

国民の皆様におかれましては、これから食中毒の発生が多くなる時期を迎えることから、食中毒予防のための対策を十分に行っていただきますようお願いいたします。当委員会のホームページにも、食中毒予防のポイントなどの情報を掲載しておりますので、ぜひごらんいただき、食中毒の発生を未然に防いでいただきたいと思います。

食品安全委員会としても、消費者庁や厚生労働省等のリスク管理機関と連携して、適宜適切に必要な情報を迅速に提供してまいります。

西村室長、ありがとうございました。

## (2) 農薬専門調査会における審議結果について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「農薬専門調査会における審議結果について」です。

本2件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されていません。

まず、担当の三森委員から説明をお願いします。

○三森委員 それでは、殺虫剤でありますクロチアニジンについて、資料2-1に沿って説明いたします。

資料2-1の9ページに要約が記載されております。

本剤は、既に食品安全委員会が評価結果を有している剤ですが、厚生労働省から急性参照用量の設定が要請されたものでございます。専門調査会におきましては、本剤の毒性プロファイルを改めて確認し、どのような所見が単回投与または臨界期暴露によって生じ得るかについて御検討をいただきましたところです。

その結果、本剤の単回投与あるいは臨界期暴露によって生じ得る毒性影響は、評価書の32～33ページに記載があります。急性神経毒性試験の自発運動量の減少等が毒性影響と認められました。

このため、33ページのラットを用いた急性神経毒性試験の②から無毒性量が60 mg/kg体重という値が得られましたので、これを根拠にいたしまして、安全係数100で除した0.6 mg/kg体重を急性参照用量と設定したところでございます。

なお、今回の評価要請に当たりまして、厚生労働省から、3本の論文が提出されたところです。45ページの(3)、(4)の児動物への影響検討試験の①、②でございます。

それと、もう一本でありましたが、これにつきましては、製剤を用いた試験ということでありまして、検体摂取量等が不明であることから、評価書には記載しておりません。

残る2本につきましては、45ページに記載されているとおりで、被験物質の飼料中の安定性等が確認できないことから、参考資料とされたところです。

したがいまして、今回の評価によるADI及び暴露評価対象物質の変更はございません。

次に、資料2-2のピルフルキナゾンについてです。本剤につきましても、既に食品安全委員会が評価結果を有していた剤ですので、今回追加されたところのみを説明させていただきます。

まず、適用拡大申請に伴いまして、作物残留試験の結果が追加されました。評価書の59ページに別紙3がありますが、そこに加筆させていただいて、推定摂取量の再計算を行ったところです。結果は評価書の23ページに記載されてあります。

また、25ページの表19の一部の代謝物に係る急性毒性試験結果が加筆されております。

そのほかの試験の中で、44ページの⑬マウスの精巣間細胞腫の発生機序検討試験が追加されておきまして、次のページに結果が載っておりますが、マウスにおきましてもラットと同様、LHの濃度の上昇に伴う精巣間細胞への刺激により、間細胞の過形成または間細胞腫の発生頻度を増加させたものとされております。

本剤につきましても、専門調査会では急性参照用量の検討が行われたところでございます。単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響などについては、53ページ、54ページにまとめられております。

53ページの方は、一般の集団を対象にしたARfDで、54ページの方は妊娠されている方、あるいは妊娠している可能性のある女性の方に対する急性参照用量ということでございます。

まず、急性参照用量ですが、一般の集団に対しては、ラットを用いました急性神経毒性試験における無毒性量であります100 mg/kg体重を根拠としまして、安全係数を100で除した1 mg/kg体重と設定されたところです。

次の54ページにありますように、本剤は抗アンドロゲン活性、抗エストロゲン活性を有しまして、ラットを用いた2世代繁殖試験及び発生毒性試験におきまして、表51-2に記載がありますように、肛門生殖突起間距離短縮等の所見が認められましたことから、妊娠におきます臨界期暴露の可能性が考慮されまして、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対しては、ラットを用いました発生毒性試験における無毒性量5 mg/kg体重を根拠としまして、安全係数100で除した0.05 mg/kg体重を急性参照用量と設定いたしました。

なお、ADI及び暴露評価対象物質の変更はございません。

今回の審議結果は以上でございますが、事務局から追加がありましたら、よろしく願いいたします。

**○磯部評価第一課長** それでは、補足の説明を行わせていただきます。

資料2-2のピルフルキナゾンの関係につきましては、8ページの要約の2行目に記載がございますが、今回提出された試験が急性毒性試験、作物残留試験で、かんしょ、たまねぎ等の成績が提出されたということでございまして、先ほど三森委員の方からお話がございましたように、その作物残留試験の関係は本文の23ページに記載がございますけれども、最大残留値の変更がありませんでしたので、本文中の記載はそのままになってございます。

以上でございます。



○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたら、お願いします。

石井委員。

○石井委員 今、御説明いただいた2剤のうち、ピリフルキナゾンにつきましては、妊婦または妊娠している可能性のある女性と一般の集団等に別々の急性参照用量が設定されているようすけれども、クロチアニジンに対しては、そのような区別がないように思いました。その理由は何かあるのでしょうか。教えていただければと思います。

○三森委員 ピリフルキナゾンの場合ですが、資料2-2の54ページを見ていただきたいと思います。表51-2に2世代繁殖試験と発生毒性試験がございます。この両試験におきまして、特に発生毒性試験では最低用量の10 mgで、肛門生殖突起間距離短縮が認められたということです。

この影響ですが、妊娠中の臨界期暴露において生じる可能性がありますので、一般の集団とは別に、妊婦または妊娠している可能性のある女性向けの急性参照用量を設定すべきであるということから、ピリフルキナゾンにつきましては、53ページでは一般の集団の方。これは急性神経毒性試験からのNOAELから出したもので、一方、妊婦あるいは妊娠している可能性のある女性に対しては、54ページに載っているような発生毒性試験のNOAELから急性参照用量を出したということでございます。

一方、クロチアニジンの方ですが、資料2-1の51ページを見ていただきますと、そこに単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響ということで、表49にまとめてございますが、専門調査会で精査いたしました。急性影響が出るようなものは、そのラットの急性神経毒性試験の①、②ということで、発生毒性試験の方での先ほどのような臨界期暴露のような影響は認められていないということでありまして、全ての人に対して同じ急性参照用量を設定し、問題ないということで判断したわけでございます。

以上です。

○熊谷委員長 よろしいでしょうか。

村田委員。

○村田委員 私は発生毒性試験は余り詳しくないので教えてほしいのですが、クロチアニジンの方にも38～39ページあたりに発生毒性試験が幾つかあって、実際に毒性所見が書いてあるのですが、これは今の御説明だと、ここに書いてあるようなことは、急性参照用量にするような毒性とは考えなくてもいいと、そういうふうに考えればよろしいでしょうか。

○三森委員 資料2-1の39ページに2世代繁殖試験のデータが載っております。「親：P、児：

F<sub>1</sub>」の下の方に、500 ppm以上で包皮分離遅延が記載されております。これについても専門調査会では御議論いただきまして、この影響は臨界期暴露というより、生まれてきた子供の体重増加抑制が発現しておりますので、この体重増加抑制に起因した変化であり、この包皮分離遅延はそのような変化によるものであるということで、臨界期暴露ではないという判断をした結果でございます。

○村田委員 急性の影響とは考えなくていいということですか。

○三森委員 そういうことです。

○熊谷委員長 ほかによろしいですか。

○磯部評価第一課長 事務的なことで大変恐縮でございます。御審議の結果、資料2-1と資料2-2のクロチアニジンとピリフルキナゾンに関しまして、ちょうどこの表紙に記載がございますけれども、今回はARFDの設定があるということで、ここで審議がまとまれば、国民からの意見・情報の募集ということで、あすから7月31日までの30日間、意見募集を行いたいと思います。補足させていただきます。済みません。

○熊谷委員長 それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を農薬専門調査会に依頼することとしたいと思います。

### (3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

農薬1品目、遺伝子組換え食品等1品目に関する食品健康影響評価についてです。

まず、農薬1品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。事務局から説明してください。

○磯部評価第一課長 それでは、資料3-1、農薬評価書ジクロベニルの関係でございます。

まず、この評価書の3ページをごらんいただきたいと思います。審議の経緯をごらんいただきまして、本件につきましては、5月13日の第513回食品安全委員会に報告をさせていただきまして、6月12日までの間、国民からの意見・情報の募集を行ったものでございます。その意見・情報の募集を行ったところ、いただきました意見の関係については、一番最後のページにつけさせていただいております。

いただいた御意見は1通いただいております。ごらんいただきますと、ADI値は妥当でしょう

という御意見。ただ、発がん性に関しましては、遺伝毒性と関係なく発生する発がんの関係の御意見。最後に、人へのリスクは極めて低いと結論づけるのは妥当でしょうというような御意見をいただいております。

発がん性の関係につきましては、評価書の中にもその内容を記載させていただいておりますけれども、本件ジクロベニルに関しましては、非遺伝毒性メカニズムにより発生するというので、閾値を設定することが可能であることから、閾値を下回るADIのレベルで摂取した場合には、発がんリスクはないと考えての結論ということでございます。

そのため、農薬専門調査会では、ADIに基づき管理が適切に行われれば、安全性は担保されると考えているということでございます。

そういうことで回答もまとめさせていただきまして、よろしければ、農薬専門調査会の結論をもちまして、リスク管理関係機関の方に通知をしたいと思っております。

以上でございます。

**○熊谷委員長** ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたら、お願いします。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちジクロベニルの一日摂取許容量を0.01 mg/kg体重/日と設定するというのでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

**○熊谷委員長** それでは、続きまして、遺伝子組換え食品等1品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議が終了しております。

担当の山添委員から、説明をお願いします。

**○山添委員** それでは、資料3-2の3ページの要約に沿って、概要について御説明いたします。

ステアリドン酸産生ダイズMON87769系統の飼料の安全性について、申請者提出の資料を用いて食品健康影響評価を行いました。

本系統は、*Primula juliae* に由来する *Pj. D6D* 遺伝子及び *Neurospora crassa* に由来する改変 *Nc. Fad3* 遺伝子を導入して作出されており、脂肪酸の不飽和化を触媒する酵素である  $\Delta 6$  デサチュラーゼ及び改変  $\Delta 15$  デサチュラーゼを発現することで、種子中においてステアリドン酸が新たに産生されるとしています。なお、本系統の作出過程において、選択マーカーとして利用するために *Agrobacterium* sp. CP4 株に由来する改変 *cp4 epsps* 遺伝子が導入されておりましたが、交配による遺伝子分離を利用して本遺伝子を持たない個体が選抜されております。

食品としての安全性については、既に評価が終了しておりまして、人の健康を損なうおそれがないと判断しております。

「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全性上の問題はないと判断いたしました。

詳細については、事務局の方からお願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは、資料3-2に基づきまして、補足をさせていただきます。

ただ今御説明のありましたダイズでございますが、これについての飼料としての評価書でございます。

4ページをお願いいたします。「Ⅱ．食品健康影響評価」の1. にございますけれども、遺伝子組換え作物を飼料として用いた動物の飼養試験において、挿入された遺伝子もしくは、この遺伝子によって産生されるタンパク質が畜産物に移行するという報告はこれまでにないということでございます。

また、今、山添委員の方から御説明がございましたけれども、2. にございますように、このダイズの食品としての安全性評価は先週の食品安全委員会におきまして審議が終了しておりまして、人の健康を損なうおそれがないと判断をされているところでございます。

さらに3. をごらんいただきますと、非組換え体と比較しまして新たに産生されたステアリドン酸、トランスステアリドン酸、γ-リノレン酸及びトランスα-リノレン酸については、ほかの食品及び飼料にも含まれているということで、これらの成分が家畜において有害物質に変換、蓄積されることはないと考えられるということでございます。

これらを考慮いたしまして、本件ダイズでは、新たな有害物質が生成されることはないということで、肉、乳、卵等の畜産物中に移行するとは考えられないということでございます。また、遺伝子組換えに起因する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性等も考えられないという評価になってございます。

結論につきましては、ただ今山添委員から御説明をいただいたとおりでございます。

本件につきましては、既に食品としてのパブリックコメントを行ったものでございますので、よろしければ、これまでの取り扱いと同様に、パブリックコメントは行わず、専門調査会の結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集は行わないこととし、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方に基づき評価した結果、改めて遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について、安全上の問題はないと判断したということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(4) その他

○熊谷委員長 ほかの議事はありますか。

○山本総務課長 ございません。

○熊谷委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了しました。

次回の委員会会合につきましては、来週7月8日火曜日14時から開催を予定しております。

また、7日月曜日14時から「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ」が公開で開催される予定となっております。

以上をもちまして、第520回「食品安全委員会」会合を閉会します。

どうもありがとうございました。